

倉情・個審答申第84号

平成19年9月21日

倉敷市教育委員会 様

倉敷市情報公開・個人情報保護審査会

会長 西 浦 公

平成19年6月20日付け倉市教中図第48号で諮問のあった次の事案について、別紙のとおり答申します。

記

「平成19年5月19日付け倉市教中図第20号で行った不開示の決定」に対する異議申立てについての事案

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 異議申立てに係る経緯

- 1 異議申立人は、平成19年5月7日、倉敷市情報公開条例（以下「公開条例」という。）第6条の規定に基づき、倉敷市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して「玉島図書館蔵の郷土資料行方不明に関して、紛失経過等の調査が進んでいると思うが、その調査資料（文書名は不問、メモ書きに至るまで全部、関係者からの事情聴取書等 e t c）」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として「玉島図書館蔵の郷土資料の紛失図書紛失経過等の調査資料（関係者からの事情聴取書等 e t c）」（以下「本件行政文書」という。）に該当する文書が存在しないとの理由で不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成19年5月19日付け倉市教中図第20号により異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、平成19年5月31日、実施機関に対し行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- 4 実施機関は、公開条例第17条の規定に基づき、平成19年6月20日付け倉市教中図第48号「諮問書」により倉敷市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して本件異議申立てについて諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立書及び意見書の記載内容をまとめると、異議申立人の主張は概ね次のとおりである。

- 1 異議申立ての趣旨  
本件処分を取り消しを求める。
- 2 異議申立ての理由

本件開示請求に係る図書は市民の財産であり、紛失事実が判明次第調査を開始し、適正な処理がなされているとのことであれば、関係書類（公文書）が存在しないとの決定は公務所の事務処理として考えられないことである。

聴き取り調査を行ったのであるから、その聴き取りの経緯（聴き取りの成果）が書面で残っているはずである。

#### 第4 実施機関の主張要旨

不開示理由説明書の記載内容及び口頭説明の結果をまとめると、実施機関の主張は概ね次のとおりである。

##### （背景）

平成17年度に玄石文庫の紛失が発見されたことにより、実施機関の図書館で管理するすべての特別文庫について所蔵調査を行った。その際、目録から資料を確認したところ紛失が疑われる資料があったため、その調査結果について平成19年3月の文教委員会で報告した。

本件行政文書は、その後の調査に関するものである。

##### （理由）

平成17年度の玄石文庫の図書の不明が発覚した時点での調査は、体制等を整備して現職員・退職職員・関係者の聴き取りを行ったが、具体的な原因の究明での成果は得られなかった。

本件行政文書に係る聴き取り調査については、玄石文庫のときに作成した名簿を基に資料紛失の有無も含めて再度行ったものであるが、寄贈されてからかなりの年月を経ていることもあり、前回同様に全く成果が得られず調査結果等に関する文書は作成していない。

以上のような経過から、本件行政文書は不存在であり不開示決定の処分を行ったものである。

なお、紛失の疑われる資料に関する情報提供をホームページで呼びかけるなど、調査を継続しているところである。

#### 第5 審査会の認定事実

実施機関に対する事情聴取等によれば、実施機関は平成19年3月に図書の所蔵調査について文教委員会で報告を行って以後も、補充的な調査を継続しているが、前記報告に付加すべき事情がないとして、本件開示請求に係る文書を作成するにいたっていない。

#### 第6 審査会の判断

実施機関からの説明に不自然な点は認められず、本件開示請求に係る文書が不存在であ

ることを理由として不開示決定の処分を行ったことはやむを得ないものと思料する。

## 第7 結 論

以上の理由により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

## 第8 審査会の処理経過等

審査会の処理経過及び審査会委員は、次のとおりである。

### 1 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成19年 6月20日	諮問書及び不開示理由説明書の收受
平成19年 6月27日	第1回目審議
平成19年 8月 7日	第2回目審議
平成19年 8月30日	第3回目審議 実施機関からの事情聴取
平成19年 9月21日	答申

### 2 倉敷市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	職 名
会 長 西 浦 公	岡山商科大学法学部教授
副会長 土 屋 宏	弁 護 士
清 野 幸 代	弁 護 士
黒 神 直 純	岡山大学大学院 社会文化科学研究科教授
高 橋 祐 介	岡山大学大学院 法務研究科准教授